

奈良県告示第二百九十九号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・四・五六〇号西峠山辺三線	宇陀市榛原萩原、榛原天満台東四丁目及び榛原山辺三
大和都市計画道路三・四・五六一号天満台長峯線	宇陀市榛原天満台西一丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び宇陀市建設部まちづくり推進課

三 縦覧期間

平成三十年十二月七日から同月二十一日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成三十年十二月二十一日までに必着するよう提出すること。